

第1回 八王子市男女共同参画苦情処理委員会 会議録

会 議 名	第1回 八王子市男女共同参画苦情処理委員会	
日 時	令和5年(2023年)5月17日(水) 午前8時45分から午前10時5分	
場 所	八王子市役所 事務棟3階 応接室 議会棟4階 第5委員会室	
出席者氏名	委 員	山田昌弘委員長、清水弘美委員、福澤武文委員
	説 明 者	申出者 井上睦子、陣内泰子 実施機関 音村昭人、赤川剛
	事 務 局	富澤知恵子男女共同参画課長、宮野努男女共同参画課主査、 小峰明美男女共同参画課主任、三木寛之男女共同参画課主任
	そ の 他 市側出席者	木内基容子副市長、小山等市民活動推進部長
欠 席 者 氏 名	申出者 鳴海有理、松本良子	
議 題	第1回男女共同参画苦情処理委員会 《事務棟3階 応接室》 委員長選出、辞令交付、諮問手交 《議会棟4階 第5委員会室》 1. 開会 2. 委員会の運営について 3. 議事 (1) 申出内容の確認について (2) 申出者からの聴取 (3) 実施機関からの聴取 4. その他 5. 閉会	
公開・非公開の別	公開	
非 公 開 理 由	—	
傍 聴 人 の 数	6名	
配 付 資 料 名	資料：第1回八王子市男女共同参画苦情処理委員会次第 資料：男女共同参画に関する施策の苦情申出書	
議 事 内 容	次ページ以降のとおり	

【議事内容】

《事務棟3階 応接室》委員長選出、辞令交付及び諮問手交

1. 開催の挨拶

- 事務局
- ・ただ今より、八王子市男女共同参画苦情処理委員会（以下、「委員会」という）の第1回委員会を開催する。
 - ・会の進行は、本来、議長である委員長が務めるところだが、委員長選出までの間は、事務局が行う。また、本来は市長からの辞令交付をもって、正式に委員として審議していただくところだが、辞令交付前から審議会を開始することをご了承願う。
 - ・市長が急用につき副市長が対応することになったので了承願う。
 - ・本日の出席委員は3名。
 - ・委員の選定の基準は、『八王子市男女共同参画推進条例施行規則』（以下、「施行規則」という）第10条に規定されている。
 - ・委員を紹介する。
 - ・学識経験者として山田昌弘（やまだ まさひろ）委員。
 - ・弁護士として福澤武文（ふくざわ たけふみ）委員。
 - ・その他市長が必要と認める者として清水弘美（しみず ひろみ）委員。
 - ・任期は令和5年（2023年）5月1日から2年間である。
 - ・本日は、施行規則第12条に規定されている、委員の過半数が出席しており、本委員会は成立する。

2. 委員長の選出

- 事務局
- ・委員長の選出は、施行規則第11条で「委員の互選」によるとされている。
 - ・立候補や推薦などはあるか。
- 清水委員
- ・国の審議会委員経験や学識経験者である山田委員に委員長をお願いしたい。
- 事務局
- ・清水委員から山田委員に委員長をお願いしたいとの発言があった。
- （異議なし）
- 事務局
- ・山田委員に本委員会の委員長に就任いただくこととする。

（木内副市長入室）

3. 辞令交付

4. 諮問手交

（木内副市長、諮問書を朗読のうえ、山田委員長に手交）

《議会棟4階 第5委員会室》第1回八王子市男女共同参画苦情処理委員会

1. 開会

2. 委員会の運営について

- 山田委員長
- ・ 八王子市男女共同参画苦情処理委員会を開会する。
 - ・ 会議の公開及び議事録の作成について、事務局より説明を。
- 事務局
- ・ 委員会の運営について
 - ・ 本委員会は、『八王子市男女共同参画推進条例』（以下、「条例」という）第19条、20条、施行規則第10条から第14条に規定がある。
 - ・ 条例第19条は苦情処理への対応として、第1項で「市長は、男女共同参画の推進に関する施策、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等からの苦情の申し出を受けるための窓口を設置する」とし、第3項で、「苦情申出について必要がある場合に、苦情処理委員会の意見を聴く」としている。
 - ・ 条例第20条は、「本委員会は市長の諮問機関として、市長からの諮問により苦情の申出について調査審議し答申する」としている。
 - ・ 条例第20条で「委員は3人以内で組織」し、施行規則第11条では、「委員長は委員の互選で定め、会務を総理し苦情処理委員会を代表する」としている。
 - ・ 施行規則第12条第2項では、「委員長が委員会を招集すること」「過半数の委員の出席により開催できる」とし、本日は3名出席のため会議は成立する。
 - ・ 同条第4項では、「委員会は公開」とし、「それが適当でない」と認めるときは、この限りでない」としている。なお、今回、申出者から公開の了承を得ている。
 - ・ 規則第14条では、「苦情処理委員会へ委員以外の者を出席させ、説明、意見を聴く」こと、「資料提出を求めることができる」ことの規定があり、本日は申出者並びに実施機関に出席いただいた。
 - ・ 会議録は、八王子市市民参加条例第9条で「実施機関は審議会等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない」との規定があり、会議録を事務局で作成後、委員による確認後に市ホームページで公開する。会議録は要約版で作成する。
 - ・ 公開する会議には傍聴者が入室できる。以上です。
- 山田委員長
- ・ 委員会に関すること、委員会の公開、会議録の作成・公開、傍聴について、説明があった。
 - ・ 本委員会は3名の委員で組織し、施行規則第12条第2項により、本日は過半数の出席があり成立している。
 - ・ 本委員会の公開、会議録の作成・公開は、事務局の説明どおり異議ないか。

(異議なし)

- 山田委員長
- ・ 本委員会は公開とする。傍聴者の入室を認める。本日、傍聴者はいるか。

(事務局確認、傍聴者あり)

(傍聴者入室)

3. 議事

- 山田委員長
- ・ 本日の議事に入る。
 - ・ 今回、本委員会に諮問された苦情申出の内容について、事務局より説明を。

(事務局から苦情申出書を朗読)

- 山田委員長
- ・ 申出者並びに実施機関の選挙管理委員会から説明願う。両者の説明への質問、確認は委員のみが行う。
 - ・ 「八王子市選挙管理委員会が作成した選挙啓発ポスターが男女共同参画の推進に逆行する」という苦情申出の趣旨等を申出者から 10 分以内で説明を願う。
- 陣内申出者
- ・ 苦情申立に対しこのような機会をいただき感謝する。
 - ・ 私たちは 8 princess が自身の判断でメディアに露出して活動することは問題にしていな
 - い。
 - ・ 税金で作成したポスターが、国や市が最優先課題として進めている男女共同参画の推進に逆行するということを問題にしている。
 - ・ 条例並びに内閣府男女共同参画局が作成した「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」（以下、「手引」という）に基づき問題点を説明する。
 - ・ 八王子の駅で選挙啓発ポスターを見たとき、すごく不快な気持ちになった。老若男女の何人かに聞くと同意見であった。
 - ・ 選挙啓発、投票行動アップを目的にポスターが作成されたが、何の関係もない女性タレントをまさに人目を惹くために起用していることが問題である。
 - ・ 手引の表現上の留意点の 5 番目に「女性をむやみに“アイキャッチャー”にしていませんか?」、「女性を飾り物にして使っていませんか?」との表現上の注意をしている。
 - ・ また、女性をその人の個性や能力に関係なく、単に女性だからということだけで、人目を惹くため、「人寄せパンダ」みたいなものだが、飾り物にするということは、女性は見られる存在という「在り方の固定化」を助長することになり、ひいては容姿差別へとも繋がりがねないと懸念する。
 - ・ また、今回は若くてかわいい女性タレントの起用だが、若い女性は彼女たちのような格好を好み、また彼女たちのような言葉を発するのが、かっこいい、男性にもてる、というような固定的で、一方的なメッセージを見る人に与えかねない。イラストや画像は多くの力を持っている。
 - ・ 条例の前文にも「アンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識に基づく構造的な問題等が依然として根強く残っており」、その解決に取り組んでいくとしているにもかかわらず、行政自らが、このようなポスターを大量に作成することは、人々のアンコンシャス・バイアスの解決ではなく、その強化へ繋がってしまうと考える。
 - ・ つまり今回のポスターは女性を人目を惹くアイキャッチに使い、一方的な、固定的なイメージを発信していることが問題である。
 - ・ 再度手引を見ると、「ポスターなどでタレントを起用する場合は伝えたい内容に合うものですか?」という作成上の注意を喚起しているが、そういった経緯が見らない。
 - ・ 選挙に行くことへの啓発をしたい、若者の投票率をアップしたいことが目的と聞いているが、「若者に届くメッセージとして若い女性がいい」、「8 princess という若い観光 PR 特使がいる」、「では、この人を起用しよう」、そして「彼女たちに投票を呼びかけしてもらおう」との思考回路でポスターが出来上がったと想像する。若い人に届くからといって若い女性を起用するのは、アイキャッチとして、女性が商品になる。
 - ・ また、彼女たちの「てか、選挙行くっしょ?」という発言は、彼女たちだけの言葉であり、若者文化を象徴しているものではない。
 - ・ ポスターを見た若い女性が、こういった言葉、ポーズを見て、自分たちに求められていることはこういうことなのか、と感じ、気持ち悪くなった、との発言もうかがっている。

- ・これはまさに若い女性に対する固定的イメージを、行政が率先して発信していると言える。
 - ・行政はこのポスター作成にあたり2つの留意点を見過ごしている。それは、「女性をアイキャッチとして使った点」、「若者自身の言葉だからいいだろうとして、安易に採用した結果、言葉とポーズが若い女性のイメージを固定化させた点」である。
 - ・繰り返しになるが、ジェンダー平等、多様性の尊重が社会の大きな関心事になっている今、こういった点に気づかないことがアンコンシャス・バイアスのなせる点だと思う。
 - ・このポスターを承認した選挙管理委員4名は全て男性だったと聞いている。その場に女性が半数いたらもう少し違った結果になったのではないだろうか。
 - ・また、内閣府が作成した手引はかなり古いものではあるが、残念ながら庁内で十分活用されていない点も明らかになった。これを機に条例に掲げた男女共同参画の推進に一層の注意と熱意を持って取り組んでいただきたい。
- 井上申出者
- ・続けて、申出の理由と意見を述べる。このポスターは人目を惹くために「若い女性をアイキャッチに使っていること」、2点目は「若い女性がかわいい容姿や美しさを期待されているというステレオタイプの偏った若い女性像、イメージを発信していること」、3点目は「てか、選挙行くっしょ？」という文言が、「若い女性はこのような話し方をするという現実と異なる誤ったメッセージを公的機関が発していること」が問題だと考える。
 - ・条例第17条は公衆に表示する情報に関する留意として、「固定的な役割分担意識を助長し、又は連想させる表現を行わないように努めなければならない」と規定をし、逐条解説では、「こうした表現は多くの市民が日ごろから目にすることにより、当たり前のこととして社会に浸透していくおそれがある」、したがって、「表現される側の人権や男女平等について十分に留意する必要がある」と説明している。
 - ・条例第17条の趣旨から考えれば、公的広報は固定的役割分担等の表現を行わない男女平等の視点に立った表現をすることが重要であり、民間に対して市が模範を示し、積極的な役割を担わなければならないと考える。
 - ・しかしポスターはこの条例第17条に反し、若い女性が、期待される固定的なイメージを発信し、男女平等に逆行していると言える。
 - ・画像や映像は、言葉が理解できなくても受け入れられる。子どもの頃から繰り返し目にすることでイメージが形成されると言われている。言葉や視覚、聴覚に訴える表現は人々の意識に大きな影響を与える力を持っており、公的広報において男女平等の視点に立った表現をすることで、男女平等社会を実現することができると思う。
 - ・私たちは苦情申出の際に改善策としてポスターの撤去を求めたが、撤去されることなく投票日まで貼られていたことは極めて残念である。選挙が終わった現在、改善策として男女平等の視点からの公的広報の手引を八王子市として策定し、活用することを追加で提案をしたい。内閣府の手引を基本に多くの自治体でガイドラインがつけられているので、ぜひ検討を願う。
 - ・私は若い女性を起用したポスターを見たとき、2002年に廃止をされた市民友好使節ミス八王子コンテストのことを思い出した。若い女性に限った、美しい女性を選ぶというミスコンテストと市民友好使節のあり方が、女性差別だとの指摘を受け、ミスコンテストも廃止された経過がある。このポスターでの女性の表現は、人目を惹く対象としたミスコンテストで選ばれた女性と同じ役割を担わされていると考える。若い女性に対する無意識の思い込みが作成側にあったのではないだろうか。

- ・今年3月29日に八王子市議会でのこのポスターについての質疑があった。人目を惹く道具にアイドルを起用したこと、見た目や容姿を愛でられる存在を使用する側への不快感、という市民の声があるとして、ポスターに対する男女平等からの視点を問われた市民活動推進部長は、「八王子の活性化に尽力している方々であり、男女の視点からも問題ない」との答弁であった。この答弁はポスターの表現に対する問題点の指摘には答えず、人物の評価にすり替えていた。この答弁では男女平等の視点から、なぜ問題がないのか私には理解できなかった。市議会での質疑のやりとりで実感したのは、男女平等の視点から公的広報について市役所内部でのチェック機能が働いておらず、男女共同参画を所管する市民活動推進部でも男女平等の視点からの公的広報についての理解が不十分であるということである。苦情申出をしたのは女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法、男女共同参画推進条例等に照らして苦情処理委員会において的確な判断をいただきたいからである。

山田委員長

- ・委員より申出者に質問などあるか。

山田委員長

- ・若い女性が期待されるイメージの固定化が問題であることはわかったが、具体的にポスターのどの部分を指して言っているのか。その部分が、何を期待させていると思うのか。

陣内申出者

- ・私は、このポーズが媚びるような格好と感じる。そして「てか、選挙行くっしょ？」という言葉は言葉足らずの表現であり、女性はちゃんとした日本語をしゃべらないというメッセージを与えてしまうと感じた。

山田委員長

- ・1点目はポーズ。このポーズが、女性は媚びるものだと固定概念だと考えるということではよろしいか。

陣内申出者

- ・はい。

井上申出者

- ・ポスター全体から読み取れるもの、ポーズも、服装もである。

山田委員長

- ・服装のどの部分であるか。

井上申出者

- ・8princessさんのユニフォーム、舞台衣装である。

山田委員長

- ・ユニフォームが、女性はこうあるべきだというどの部分、どういうことを意味しているのか。

井上申出者

- ・若い女性がかわいらしい洋服、服装をするということ。

山田委員長

- ・この洋服は「かわいらしい」と判断されたということですか。

井上申出者

- ・私はそうである。

山田委員長

- ・「かわいらしい」にもいろいろ定義がある。人により何がかわいらしいのか違うし、男性に対してもかわいらしいという言葉を使うこともある。具体的にどこがかわいらしいと思うのか。

井上申出者

- ・全体の色の使い方、女性のポーズ、洋服のあり方、全てにそのようなイメージ、受け止め方をした。デザインを含めたポスター全体の作り方である。

山田委員長

- ・具体的にどこであるか。例えばリボンを外せばいいとか、色を黒にすればいいとか。

井上申出者

- ・そうではなく、ポスター全体から受けるイメージである。公共的な広報を市民がどう受け取るかは、それぞれの感覚である。やはり公共的な広報は正確に事実、メッセージを伝えなければいけないと思う。その意味で市議会議員選挙への投票を呼び掛ける広報としては極めて不適切で、若い女性を起用することによる明確なメッセージが伝わってこないと感じた。

山田委員長

- ・「かわいい」とは、どういうことを意味しているのか。

陣内申出者

- ・ほかにも、すごく幼く見せるというか、女性が自立するというよりも受け身的な存在で、

それが女性なんだというメッセージをこのポスターからは受ける。

- 山田委員長
- ・ 女性はかわいい。そういう女性は自立してない、受け身的な存在であるということか。
- 陣内申出者
- ・ ポスターの言葉を含め、幼児っぽくて、いいよねというイメージである。
- 山田委員長
- ・ 女性性を使って、何か利益を実現しようとするのを、通常「媚びる」と言うが、そういう意味か。
- 陣内申出者
- ・ たぶん彼女たちは、自分たちの女性性、容姿、スタイル等を、タレントとしての武器にしており、男性だけではないだろうが、より多くの男性を中心としたファンに受けるような形で、舞台に出ているのだと思う。
- 山田委員長
- ・ 「関係ない存在」という話があったが、「選挙に」何も関係ない女性タレントということだが、一応女性タレントであっても八王子に住んでいれば選挙権はある。全く関係ないということではよろしいのか。
 - ・ 例えば男性の若いタレント、中高年の女性をタレントとして使用するといったら、関係があるということか。それともあらゆる人物を使っても関係ないということになるのか。これに中高年男性が使われていたとしたら、ジェンダー的に関係ない男性を使うことはよくないと主張するか。
- 陣内申出者
- ・ 選挙の啓発ポスターであり、有権者には男性、女性、若い人、高齢者もいる。18歳以上であれば選挙権をもっている。こういう人に向け、選挙に行こうと呼びかけるときに、ある特定の女性だから、ある特定の男性だからということが、男女平等という問題ではなく、選挙の啓発ポスターとして相応しくないということである。
- 山田委員長
- ・ 男性だろうが、女性だろうが、特定の人をかかげている以上、相応しくないとの考えですか。
- 陣内申出者
- ・ 手引にもタレントを使う場合、人物の起用をする場合には伝えたい内容にあうものですか、というチェック項目がある。それにあてはまるポスターであればよい。
- 山田委員長
- ・ 次に、「てか、選挙行くっしょ？」というのは、正しい国語の問題としては、いかがなものかと思うが、これが男女共同参画に逆行することの意味付けがわからない。
- 井上申出者
- ・ この言葉は、選挙管理委員会ではなく、お二人がつくった言葉だそうであり、若い女性はこういう話し方をするというメッセージを出していると理解する。それは正しくないメッセージであり、若い女性たちはこういう言葉を発することをイメージとして受け取ってしまう危険性、問題があり、男女平等には逆行し、女性が正しくない日本語をしゃべるといふ誤ったイメージを発していると思う。
- 山田委員長
- ・ 正しくない日本語により、女性全体がこうであるというイメージにつながるという理解でよいか。
- 清水委員
- ・ 男女共同参画に対して私も前向きに考えおり、とても大事な視点だと思って伺っていた。このポスターに関して言えば、最初に8princessさんの活動に対して否定するものではないとの話があった。8princessは八王子の観光PR特使として八王子を元気にするためにいろいろなところで活動している。彼女たちの活動の仕方は我々の言うところの「女性を売りにしている」という形になるかもしれないが、それは本人たちの意思で行っているところである。八王子のために働いてもらおうということで、8princessさんを起用したことに問題があったということか。考え方としては8princessさんの活動には問題はないが、八王子市の大事な選挙に8princessさんを使うことには問題があるということか。
- 陣内申出者
- ・ 問題がある。

- 清水委員
- ・洋服、ポーズ、言葉がどうだとかは、全て8princessさんのキャラに含まれもの。だから、観光PR特使としての8princessさんを使用するか、しないかというところが一番の視点だったのかと思いつながら聞いていた。8princessさんを観光PR特使として受け入れていることであれば、ここに使うこともそう悪いことではないとも思う。そういう感覚は出てこないものか。8princessさんは観光PR特使としていろいろ活躍しており、そのことは否定することではないのではないのか。
- 陣内申出者
- ・否定はしない。
- 清水委員
- ・公的な選挙のポスターだから8princessさんを使うのは望ましくないという発想か。
- 陣内申出者
- ・8princessさんだけでなく、こういう形で女性を人目を惹くようなアイキャッチとして使用することは別のタレントさんであっても同じである。
- 清水委員
- ・例えば、このポスターがくまモンであれば、くまモンはくまモンのキャラがある。タレントさん等には、それぞれのキャラがあるが、8princessさんでなければ大丈夫というわけではなく、女の人が出てきたら全部だめということか。
- 井上申出者
- ・そういうことではない。
- 清水委員
- ・「てか、選挙行くっしょ？」という言葉は、言葉としては全然わからない。しかし、ポスターなのでキャッチーな言葉を探し続けた結果、出てきた言葉だろうと思う。だからタレントさんはそれぞれ持っている言葉売りにして自分のイメージをアピールしている。これは8princessさんにはぴったりの言葉だと思うが、だとしたら、「てか、選挙行くっしょ？」が問題ではなくて、8princessさんを使ったところが問題なのかなと考えてしまう。
 - ・ここに別の八王子出身のタレントさんが使われてもダメということになるか。
- 陣内申出者
- ・先ほども言ったように、ポスターに起用された人物はすごく印象が強烈である。伝えたい内容が、今回は選挙に行く、投票しようということである。この訴える内容に合うかどうか、そういう人物であるかどうかをきちんとチェック、検討して選べれば良いと思う。
 - ・したがって、8princessさんがどうと言うのではなく、女性を売りにしている8princessさんと選挙に行くということが、どうして結び付くのかを逆に私は聞きたいところである。全く、選挙に行くことと、女性を売りにしている観光PR特使さんと結び付かない。
- 清水委員
- ・今回は若い人たちの投票率を上げることと伺っており、若い人が関心のあるタレントさんを起用すること、例えば、ファンキーモンキーベイビーズは解散してしまったが、ファンキーモンキーベイビーズなら男の人が3人である。彼らが彼ら独特の言葉で選挙に行こうと言ったら、男女共同参画的には問題はないということになるか。
- 井上申出者
- ・仮定の話としてお答えするのは難しい。私たちは出来上がったポスターを見て、ポスターの表現方法とか、メッセージを問題にしており、仮定で、他のタレントさんだったらいいとか、中年の男性であればいいのかということとは、できあがったポスターのデザインを見なければ判断できない。
 - ・手引では、出来上がったものに対していくつかのチェック項目があり、それによって判断をしようということになっているので、仮定の問題では答えられない。
 - ・また、8princessさんのいろいろな芸能活動、地域の活動に対して、私は批評したりする立場ではない。彼女たちが自ら選んで活動していることは尊重したい。
 - ・ただ、今回表現されている全体としては、極めて問題があるメッセージが含まれていると思う。先ほども申したが、公的な広報としては、選挙に行こうということと、若い人々へのメッセージであることからすると、政治を、真面目に考えている若者たち、大人たち

も多い中、少し斜めに構えているような、政治を真面目に、真正面から取り上げないポスターではないかという批判的な意見が多数あることを市議会でも質疑されていた。

- ・ 公的な広報は、正確に、きちんとしたメッセージを伝えなければならない役割があり、その意味において極めて問題がある。手引の最初にも「公的広報の作成に携わるみなさんへ」というところで、「共感を得られる広報のために」努力をしてくださいということがある。そして「国民に必要な情報を正確に、分かりやすく伝えることが公的広報では必要です。しかし、それだけでは十分でしょうか？伝えたいことをどう表現するかが重要です。内容以前に表現への反感を招くようでは、施策への理解や協力は得られません。」と書いてあり、多様な受け手に対して、きちんとそのメッセージが伝わる表現を心掛けなければならない点において問題がある。

福澤委員

- ・ 先ほどから「選挙行くっしょ？」という表現を、皆さん理解できないと言われているが、我が家では息子をはじめ、この表現を使っているの、逆に、この表現はおかしいですかと思った。女性だけではなく、男の子も普通に言っている。

山田委員長

- ・ 他によろしければ、進行する。

山田委員長

- ・ 次に、実施機関である選挙管理委員会から作成経過など、10分以内で説明を願う。

音村事務局長

- ・ 苦情処理委員会から選挙管理委員会に出席依頼があり、本来、委員長あるいは委員が出席して聴取を受けるところだが、地方自治法に基づき、事務局長の音村、選挙課長の赤川が出席するので了解を願う。詳細は選挙課長の赤川から説明する。

赤川選挙課長

- ・ 令和5年（2023年）4月23日執行の八王子市議会議員選挙における、選挙啓発ポスターに関する施策内容を説明する。
- ・ 八王子市議会議員選挙の選挙ポスターにイメージキャラクターとして8princessを起用した理由だが、8princessは平成24年（2012年）から活動をはじめ、平成28年（2016年）には八王子観光PR特使に就任し、音楽などを通じて八王子市の魅力を発信している八王子市にゆかりの深いグループである。
- ・ 日本テレビ主催の日本一のご当地アイドルを決定する「汐留ロコドル甲子園」で、令和元年（2019年）に優勝し、日本一のご当地アイドルとなった。
- ・ 令和2年（2020年）執行の八王子市長選挙では本市初の選挙啓発活動イメージキャラクターを務め、この10年にわたる活動を通じて、地元、八王子での活動実績や知名度があること、またメンバーお二人が20代の若年層であることから、特に投票率が低迷する20代から30代への啓発に適した人材であるとし、今回の市議会議員選挙の啓発活動イメージキャラクターに起用した。
- ・ 次に、イメージキャラクターを起用したポスターの目的だが、地元八王子での活動実績や市民に認知度がある8princessにより、若年層をターゲットとした啓発ポスターの掲示やイベントの実施のほか、SNSを通じた投票日や投票の棄権防止の呼びかけなどを行うことで、選挙の関心を高め、投票率の向上を図ることを目的とした。
- ・ 次に、イメージキャラクターによる啓発活動の内容等だが、市議会議員選挙の啓発活動イメージキャラクター起用に関しは、令和4年（2022年）12月の選挙管理委員会において起用理由や目的、また、実施する啓発活動の内容を審議し、承認され、委嘱期間は令和5年（2023年）1月6日から4月23日までとされた。この期間におけるイメージキャラクターの啓発活動は、選挙啓発ポスターの掲示のほか、1月9日に開催された「二十歳を祝う会」での幕間でのメッセージムービーへの出演、株式会社ジェイコム東京のテレビCM放送、デイリーニュースへの出演、ファミリーマート、ローソンでのPOSレジ広告や店内

放送における声の出演、市内のすかいらーくグループファミリーレストラン全店舗におけるテーブルステッカーの掲出、八王子市内の18歳から34歳を対象としたYouTube広告、市公式YouTubeでの3パターンの啓発動画の公開などを実施した。

- 山田委員長 ・ 委員から実施機関に質問などはあるか。
- 福澤委員 ・ ポスターのデザイン等は、どこかに発注されたのか。
- 赤川選挙課長 ・ 委託先にデザインを含めて作成してもらった。委託先は、株式会社ジェイコム東京で、ポスター、YouTube 広告などを併せて発注した。
- 福澤委員 ・ 先ほど、申出者が言われていたが、全体のイメージなど、委託先に全て依頼したのか。
- 赤川選挙課長 ・ 8 princess さんの登用、目的等を市から説明し、カラー、色使いも若年層に届くようなカラーリングで考えてほしいとした。
- ・ お二人が考えたキャッチフレーズを使用し、写真と併せてデザインを依頼した。
- 福澤委員 ・ ポスターでの「てか、選挙行くっしょ？」の表現が先ほど来、問題になっているが、確かに日本語としては正しくはないが、この表現について市として問題意識は持たなかったのか。
- 赤川選挙課長 ・ どのようなキャッチフレーズにするかは、8 princess さんと選挙管理委員会事務局職員との間で打合せを行い、若年層の有権者へ選挙を身近に感じてもらい、投票所に足を運ぶきっかけになってほしいというお二人の思いを受けて、キャッチフレーズの内容を決めた。
- 山田委員長 ・ 選考プロセスでは、どれだけジェンダーについて考慮したのか。また、選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会へは、事前に諮り了承されたのですか。その構成員の男女比を教えてください。
- 赤川選挙課長 ・ 事前に諮っている。
- ・ 選挙管理委員会は男性4名。明るい選挙推進協議会は手元に資料がないため回答できない。
- 山田委員長 ・ 明るい選挙推進協議会の会長さんはどうか。
- 赤川選挙課長 ・ 会長は女性である。また、明るい選挙推進協議会の人数は190名程度で、役員が6～7名程度いる。
- 山田委員長 ・ 協議会全員ではなく、役員に示したということか。
- 赤川選挙課長 ・ そうである。
- 山田委員長 ・ このタレントを起用するときには別の案はあったのか。また、タレントを起用した際に別の表現方法などの候補はあったのか。選挙管理委員に何案か示して決定したというプロセスはあったのか。
- 赤川選挙課長 ・ 今回は、令和2年の八王子市長選挙で選挙啓発ポスターのイメージキャラクターを務めていただいた経緯があったこと、また、前回市長選挙の投票率がその前の投票率を上回ることができなかったため、8 princess さんから、次の選挙でも協力したいという話を受けており、その思いから今回、市議会議員選挙に向けて、イメージキャラクターに起用するときには、まず8 princess さんに声かけをし決定した。そのため、この段階で他のイメージキャラクターを候補者とする考えは、今回のプロセスにはなかった。
- 山田委員長 ・ ポスターの内容については複数候補はあったのか。
- 赤川選挙課長 ・ 株式会社ジェイコム東京さんから幾つかのカラーや配置についての案を提示され、その中から今回のものを選んだ。
- ・ この複数案では、大きく写真が異なるとか、キャッチフレーズが異なるというものではな

く、レイアウト的な複数案からの決定である。

- 山田委員長 ・ その決定は選挙管理委員会が最終的にしたか。
- 赤川選挙課長 ・ そうである。
- 清水委員 ・ 18 から 34 歳までをターゲットにしたものということだが、その方たちからの反響はあったのか。
- 赤川選挙課長 ・ 今回の苦情申出に関する新聞報道がされたあと、市選管へ市民の方などから電話、ホームページを通じて数件の意見をいただいた。
- ・ 20 歳代の女性からは、「八王子在住の若者として、このポスター、派手な色を使ってキャッチーなフレーズで見ても人の印象に残るものだと感じました。また、「てか、選挙行くっしょ？」というフレーズに親近感を感じるような人は、普段なら投票に行かないような人だと思います。市役所が作成する堅苦しいポスターでは全く印象に残らず、投票率を向上させることができないと思いますが、このポスターは投票に行かないような人を投票に行かせようとする広告としては正解だと思います」という声をいただいた。
- ・ ほかには「市が八王子ご当地アイドルである彼女たちを信頼して仕事を任せただけであれば苦情には毅然と対応して彼女たちから仕事を奪うようなことはしないで欲しいです」という意見や、「女性をポスターに起用して、安易に投票を促すのはよくない」という否定的な意見もあった。
- 山田委員長 ・ 八王子には、ほかにご当地アイドルはいないのか。
- 赤川選挙課長 ・ アイドルはほかにはいないが、男性のバンドのグループはいる。
- 山田委員長 ・ ポスターの候補には上がらなかったのか。
- 赤川選挙課長 ・ イメージキャラクター候補としては上がっていない。しかし、選挙の前に 8 princess さんが八王子駅前選挙啓発イベントを実施した際に、八王子観光 PR 特使のフラチナリズムさんという男性のグループにも協力をいただき選挙啓発イベントを実施した。
- 清水委員 ・ 18 歳から 34 歳までの投票率はわかるか。わかれば効果もわかると思う。
- 赤川選挙課長 ・ 今回の市議会議員選挙の全体の投票率は 43.84%、前回平成 31 年より 1.05 ポイント下回る結果である。
- ・ 年代別の投票率は、18 歳は 37.98%、20 歳代が 26.42%、30 歳代が 33.45%で、それぞれ前回は 18 歳が 0.10 ポイント、20 歳代が 0.45 ポイント、30 歳代が 0.61 ポイント上回る結果であり、若年層の投票率向上に寄与したと考える。
- 山田委員長 ・ 他にはよろしいか。
- ・ ただいま苦情申出者と実施機関の双方から意見を伺ったが、委員から更に質問などはあるか。

(質問等なし)

- 山田委員長 ・ なければ議事を以上で終了する。
- ・ なお、令和 2 年市長選挙の啓発ポスター、前回の市議会議員選挙の啓発ポスター、明るい選挙推進協議会の男女比と役員の男女比、選挙管理委員会事務局の男女比を資料として提出を願う。

4. その他事務連絡

- 山田委員長 ・ その他事務連絡について、事務局より説明を。
- 男女共同参画課長 ・ 委員長から資料提供依頼があった、令和 2 年市長選挙の選挙啓発ポスター、前回の市議会議員選挙の啓発ポスター、明るい選挙推進協議会の男女比と役員の男女比、選挙管理委員

会事務局の男女比について実施機関から資料提供を願う。

- ・ 委員より追加で必要な調査や資料があれば明日までに事務局へ連絡を。
- ・ 提供資料については、委員へ送付する。
- ・ 次回の苦情処理委員会では、調査事項と本日の申出者と実施機関から伺った意見を総合して、苦情処理委員会としての意見の答申をいただく。
- ・ 次回の開催日程は、6月1日（木）の16時00分からウェブ会議方式で実施する。
- ・ この情報は、1週間前に市ホームページで公表し、傍聴募集についても掲載する。

5. 閉会

山田委員長

- ・ 事務局から説明があったが、意見、質問はあるか。
- ・ なければ以上で、第1回八王子市男女共同参画苦情処理委員会を終了する。